

～令和２年寒川町長の資産等の報告について～

1. 資産等報告書

任期毎に１回報告することになっており、令和元年に報告済みのため、本年は該当いたしません。

2. 資産等補充報告書

(新たに有することとなった資産等であって令和元年１２月３１日において有するもの)

新たに有することとなった資産がある場合のみ報告のため、本年は全て該当がありませんでした。

3. 所得等報告書

不動産所得	1, 4 9 8, 4 1 8 円	(土地・建物)
給与所得	1 3, 5 5 6, 4 3 5 円	(町給与)

4. 関連会社等報告書

該当なし

以 上

(事務担当、企画部企画政策課秘書担当)